

## 申請に対する処分

処分名	庁舎における行為の許可
根拠法令	奄美市庁舎管理規則第6及び7条
所管課	総務部 管財課

### 1 審査基準

#### (1) 申請を行うことができる人又は団体

庁舎において奄美市庁舎管理規則第7条に規定する、次の各号の行為をしようとする人又は団体

ア 寄附金等の募集，保険の勧誘，物品の宣伝，販売その他これらに類するとき。

イ はり紙，印刷物，旗，けんすい幕，看板等を掲示するとき。

ウ テントその他これに類する施設を設けるとき。

エ 印刷物，文書，図画，宣伝ビラ等を配布するとき。

オ ストーブ類，ガス，電熱器その他火気を試用するとき。

#### (2) 申請の方法

奄美市庁舎等管理規則第6条に規定する「庁舎等使用許可申請書」を管財課財産管理係に提出する。

#### (3) 許可の要件

庁舎において奄美市庁舎管理規則第7条に規定する行為

### 2 標準処理時間

1日